

浜松市地域総合整備資金貸付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、市長が金融機関等と共同して地域の振興に資する民間の事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進を図るために、一般財団法人地域総合整備財団(以下「財団」という。)の支援を得て、民間事業者等に供給する無利子資金(以下「地域総合整備資金」という。)の貸付業務の実施に当たり、その基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

第2章 貸付条件等

(貸付対象費用)

第2条 貸付の対象となる費用(以下「貸付対象費用」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用(人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利及びリース料をいう。以下同じ。)

(貸付対象事業)

第3条 地域総合整備資金の貸付対象となる事業(以下「貸付対象事業」という。)は、市長が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において10人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの)
- (3) 事業の貸付対象費用の総額(用地取得費を除く。)が1,000万円以上のもの
- (4) 用地取得等の契約後5年以内に貸付対象事業の営業開始が行われるもの

2 前項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる施設を整備する事業は、原則として貸付対象事業から除外する。

- (1) 第三者に売却し、又は分譲することを予定する施設

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の
用に供される施設

（貸付対象者）

第4条 地域総合整備資金の貸付対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

（貸付額）

第5条 地域総合整備資金の貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付対象事業1件当たり
の貸付額は、おおむね300万円以上とし、42億円を限度とする。ただし、貸付対象
事業が年度を越えて実施される場合であって、当該貸付対象事業が複数の施設を一体的
かつ複合的に整備するものであるときには、1件当たりの貸付額は63億円を限度とす
る。

2 貸付対象事業1件当たりの第2条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対
象事業の同条各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額の35パーセント
を限度とする。この場合において、用地取得費を同条第1号に規定する設備の取得等に
係る費用の3分の1を限度として、同号に規定する費用に算入することができる。

3 貸付対象事業1件当たりの第2条第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付
対象事業1件当たりの貸付額の総額の20パーセント（貸付対象事業が、試験研究開
発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸
付対象費用とする場合又はソフトウエア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事
業である場合にあっては、50パーセント）未満とする。

4 1件当たりの貸付額は、100万円未満の端数を付けないものとする。

（貸付利率）

第6条 貸付金の貸付利率は、無利子とする。

（貸付対象期間）

第7条 貸付対象期間は、4年以内とする。

（償還期間等）

第8条 貸付金の償還期間は、15年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

（償還方法等）

第9条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合
において、半年ごとの償還額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は、合
計して、最終償還期日に償還するものとする。

(債権の保全等)

第10条 市長は、貸付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等の確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

(貸付けの方法)

第11条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

(遅延利息)

第12条 市長は、貸付金を借り入れた者(以下「借入人」という。)が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償還)

第13条 借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人若しくは保証人が支払いを停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別精算開始の申立てがあったとき

(2) 借入人若しくは保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき

2 借入人は、次の各号のいずれかに該当した場合で、市長が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人が市長が策定した地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき

(2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき

(3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行い、又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき

(4) 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき

(5) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき

(6) 借入人がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき

(7) 借入人に関して他の債務のための仮差押え、保全差押え若しくは差押えがあったとき又は競売の申立てがあったとき

(8) 借入人が解散したとき

(9) 保証人が前3号に定める事由の一に該当したとき

(10) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第3章 貸付手続等

(借入申請に係る事前手続き)

第14条 地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、貸付けを受けようとする事業の内容を示した書類を、市長に提出しなければならない。

(借入申請)

第15条 申請者は、地域総合整備資金借入申込書(様式第1号)及び事業計画書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申込みを行わなければならない。

- (1) 事業者概要書(様式第3号)
- (2) 設備の取得等に係る費用及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金調達に係る計画書(様式第4号)
- (3) 年度別損益・資金収支計画書(様式第5号)
- (4) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
- (5) 連帯保証予定者の地域総合整備資金貸付けに係る意見書(様式第6号)
- (6) その他貸付審査に当たり必要な補足資料

(貸付けの決定)

第16条 市長は、前条の地域総合整備資金借入申込書の提出を受けた場合は、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査及び検討を参考として、適当と認めるものについて、地域総合整備資金の貸付けを決定するものとする。

(貸付決定の通知等)

第17条 市長は、地域総合整備資金の貸付けを行うことを決定し、又は貸付けを行わないことを決定したときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(事情変更による決定の取消)

第18条 市長は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とするものとする。

3 前条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(金銭消費貸借契約の締結)

第19条 市長は、第16条の規定による貸付けの決定を行った後、借入人と金銭消費貸借契約を締結するものとする。

(貸付金の交付)

第20条 貸付金の交付は、一括して、市長の指定する金融機関の借入人名義金融機関口座への振込みの方法により行うものとする。

第4章 貸付金の管理

(貸付金の管理)

第21条 市長は、貸付金の使途の確認又は貸付金に係る債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、借入人に報告を行わせることができる。

第5章 事務の委託

(貸付け等に係る事務の委託)

第22条 市長は、法令に定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

(事務委託の手続)

第23条 前条の規定による委託に際しては、市長は、財団と委託契約を締結するものとする。

(細目)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年5月1日から施行する。
- 2 平成10年1月1日から平成11年3月31日までの間は、地域総合整備資金については、第2条第1項第3号中「1億円」とあるのは「5,000万円」とし、「6億円」とあるのは「7億円」と、「9億円」とあるのは「10億円」とする。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行し、平成10年1月1日以降の申請から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間は、地域総合整備資金については、第4条第1項中「6億円」とあるのは「7億円」と、「9億円」とあるのは「10億円」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年5月23日から施行する。
- 2 平成12年5月23日から平成13年3月31日までの間は、地域総合整備資金については、第4条第1項中「6億円」とあるのは「7億円」と、「9億円」とあるのは「10億円」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年5月22日から施行する。
- 2 平成13年5月22日から平成14年3月31日までの間は、地域総合整備資金については、第5条第1項中「6億円」とあるのは「7億円」と、「9億円」とあるのは「10億円」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年6月25日から施行する。
- 2 平成14年6月25日から平成15年3月31日までの間は、地域総合整備資金については、第5条第1項中「6億円」とあるのは「7億円」と、「9億円」とあるのは「10億円」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年5月30日から施行する。
- 2 平成15年5月30日から平成16年3月31日までの間は、地域総合整備資金については、第5条第1項中「6億円」とあるのは「7億円」と、「9億円」とあるのは「10億円」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年5月21日から施行する。
- 2 平成16年5月21日から平成17年3月31日までの間は、地域総合整備資金については、第5条第1項中「6億円」とあるのは「7億円」と、「9億円」とあるのは「10億円」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 平成18年6月1日から平成19年3月31日までの間は、地域総合整備資金については、第5条第1項中「6億円」とあるのは「7億円」とし、第5条第4項中「7.5億円」とあるのは「8億円」と、「11.2億円」とあるのは「12億円」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は、地域総合整備資金については、第5条第4項中「30億円」とあるのは「33億円」とし、「45億円」とあるのは「48億円」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。
- 2 平成20年5月1日から平成21年3月31日までの間は、地域総合整備資金については、第5条第4項中「30億円」とあるのは「33億円」とし、「45億円」とあるのは「48億円」とする。

附 則

この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月10日から施行する。
- 2 平成33年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の浜松市地域総合整備資金貸付要綱（以下「資金貸付要綱」という。）の規定により過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる春野、佐久間、水窪及び龍山の各地域自治区（以下「みなし過疎地域」という。）において実施される貸付対象事業に係る資金貸付要綱第5条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」とし、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。